

令和3年度6次産業化サポート事業委託に係る質問と回答

問1 募集要項の3 参加要件の(3)について

「特定の農林漁業者等を支援対象としない者であること」と、ありますが、1次産業者の支援をしている場合を指すのか？

答1 1次産業者を支援する場合に、特定の農林漁業者等に限定して実施し、他の農林漁業者等を対象にしない場合は該当します。

問2 仕様書の3 委託内容②地域検証委員会について

地域検証委員会の委員は、神奈川県農政課や6次産業化等連絡協議会のメンバーに構成員に入ってもらえることができるか？

答2 神奈川県農政課や6次産業化等連絡協議会のメンバーが構成員になることは可能です。なお、県農政課は構成員とならない場合でも、担当者が地域検証委員会に同席することを考えています。

問3 仕様書の3 委託内容②(ア)支援対象者について

(1) 過去に6次産業化総合化事業計画の認定を受けている農林漁業者は、対象になるか？

(2) 6次産業化総合化事業計画の認定を受けた、農林水産業者の支援は強化して実施する必要があるか？

答3 支援対象者は県全域から公募し、経営の付加価値額を5年間で1.5倍にする計画を自らが作成した事業者から申込みを受け、地域検証委員会が選定することとしています。このため、6次産業化総合化事業計画の認定の有無にかかわらず、事業者から提出された計画を精査して支援対象者を選定してください。

問4 2020年度以前の6次産業化サポートセンターのデータについて

6次産業化サポートセンターを引き継ぐ場合、2020年以前の6次産業化総合化事業計画認定者、6次産業化に取り組む農林水産業者のデータ、プランナーの名簿、支援活動内容を参考資料として引継ぐことができるか？

答4 支援対象者となった事業者が6次産業化総合化事業計画認定者である場合や、過去に支援を受けた事業者からの相談など、過去の経緯が支援や相談の対応に必要な場合は、県から情報を提供しますが、プランナーは単年度ごとの登録のため、個人情報に係る名簿の提供はしません。なお、個人情報を伴わない支援活動に係る資料は適宜提供します。

問5 人材育成研修について

農林水産省の発表では、6次産業化サポート事業の中に、人材育成研修も含んでいますが、神奈川県は、どのような方針でしょうか？

答5 6次産業化サポート事業は、農林水産省の農山漁村産業化対策事業のうち「6次産業化都道府県サポート事業」により実施するものです。一方、人材育成研修は食料産業・6次産業化交付金のうち「6次産業化の推進体制整備事業」による実施するものです。人材育成研修については、別の事業にな

りますので、サポート事業のとしては実施しません。また、研修の実施については未定です。

問6 募集要項6 スケジュール 審査会について

審査会の開催日が、4月27日（木）となっています。

- (1) 審査実施は、午前、午後のどちらになりますか？
- (2) 審査時間はどれくらいになりますか？

答6

審査会については、(1) 4月27日（火曜日）午後を実施します。また、(2) 審査会の中で提案者からのプレゼンテーションは各提案につき、内容説明10分、質疑5分で行います。